

# 高額介護(介護予防)サービス費

1ヵ月の間に利用したサービスにかかる1割、2割又は3割の利用者負担額の合計が、所得区分に応じた上限額を超えたとき、その超えた額が「高額介護(介護予防)サービス費」として後から払い戻されます。

払戻しを受けるためには、市介護保険係に申請する必要がありますが、払戻し対象となったかたには、サービスを利用された月の約2ヵ月後に市から「高額介護サービス費給付のお知らせ」を送付しておりますので、届きましたら申請してください。

- ※ 福祉用具購入費や住宅改修費の利用者負担分、施設での食費、部屋代、日常生活費等その他の利用料は、「高額介護(介護予防)サービス費」の支給対象になりません。
- ※ 初回申請していただければ、その後は支給月に自動的に振り込みます。
- ※ 既に申請済みのかたで、振込先口座や支給決定通知書の送付先の変更を希望される場合は、再申請が必要になる場合がありますので、速やかにご連絡をお願いします。

◎「高額介護(介護予防)サービス費」に係る自己負担上限額は下記のとおりです。

区分	負担上限額
生活保護を受けている場合	(世帯) 15,000円
住民税非課税世帯で、老齢福祉年金を受給している場合	(個人) 15,000円
住民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入の合計額が80.9万円以下の場合	(世帯) 24,600円
住民税非課税世帯で、利用者負担第2段階に該当しない場合	(世帯) 24,600円
住民税課税世帯で、65歳以上のかたの課税所得の合計が380万円未満の場合	(世帯) 44,000円
住民税課税世帯で、65歳以上のかたの課税所得の合計が380万円～690万円未満の場合	(世帯) 93,000円
住民税課税世帯で、65歳以上のかたの課税所得の合計が690万円以上の場合	(世帯) 140,100円

## 【お問い合わせ】

芦別市役所介護高齢課介護保険係(市役所別館)  
電話番号 0124-27-7367